



お寺のあったとされる場所は、現在竹やぶになっている。



郷土の伝説

～尼僧の埋めた黄金～（大田地区）

この山を二つ越せば波多方という所がある。そこには井上寺という古いお寺がある。あたかも大友時代の昔、この寺に年の頃 20 才前後のうら若い尼僧がいた。不思議なことにはその尼僧は何処から来たのか、どういう身分の人か全く見当がつかず、自分もまたそんなことは少しも語らなかつた。そして毎朝毎夕それはそれはきれいな声で御題目を唱えていた。ちょうどその尼僧が 22、23 才の頃、にわかには大友軍が数万騎押し寄せて、今に戦が起ころうな噂が流れ、この地方の人々は大いに驚き、上へ下へのさわぎであった。ことに尼僧の驚きは一通りでなかつた。ふだん一番大切にしている大つづらが 5、6 個あつた。そして中は全部黄金であつた。それでその尼僧は近所の丈夫な若者を雇つてきて、夜丑満時の頃、森の中の小道を東へ東へと行き、約半里ぐらいな所に夜毎に数丈の穴を 5 つ 6 つも掘つて、その若者へ大つづらの小判を小つづらへ分けることを手伝させた。

若者たちはこれを見てびっくりした。14 個の小つづらを分けて、尼僧は馬を引き、若者が担いで、この数丈の穴の中へ 7 回も往復して、黄金を埋めてその目標として、沢山の石塚をつんでいくつかの石塚を造つたのである。そしてこのことを若者がもし他人にいったら、それこそ 7 代後まで祈り殺すといつて沢山の金を渡して戒めたのである。年は早くすぎて、尼僧はもう年をとり、若者も老翁となつた。老翁はやつと人に洩らしたらしく、ずっと後村の人がこの石塚を少し掘つたが、この伝説をおそれて帰つて熱が出て、病気が重くなつてまもなく死んでしまつた。

このことがあつてから人々はいよいよ恐れて、今まで手を出す者がなかつた。尼僧の詠んだものとして伝えられるのに「朝日照る夕日輝く松尾山、金の光ぞむらさきの花」という歌がある。

（大田振興課の資料より引用）

議案審議結果

※案件名は一部省略しています。

番号	案 件 名	採決結果
[議案]		
107	平成23年度杵築市一般会計補正予算(第7号)	可決
108	平成23年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決
109	平成23年度杵築市介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決
110	平成23年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計補正予算(第1号)	可決
111	平成23年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)	可決
112	平成23年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決
113	平成23年度杵築市水道事業会計補正予算(第2号)	可決
114	平成23年度杵築市立山香病院事業会計補正予算(第2号)	可決
115	杵築市行政組織条例の一部改正について	可決
116	杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	可決
117	杵築市特別職の職員及び杵築市教育委員会教育長の給与月額の特例措置に関する条例の一部改正について	可決
118	杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決
119	杵築市手数料条例の一部改正について	可決
120	杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	可決
121	杵築市消防団条例の一部改正について	可決
122	杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決
123	杵築市公民館条例の一部改正について	可決
124	杵築市上地区交流拠点施設条例の制定について	可決
125	杵築市体験型農村交流拠点施設条例の制定について	可決
126	土地改良事業の施行について	可決
127	土地改良事業の施行について	可決
128	杵築市税条例の一部改正について	可決
[諮問]		
2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
[議員提出議案]		
1 1	郵政改革法案の早期成立を求める意見書	可決
[請願陳情(新規分)]		
1 1	「国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書」の提出を求める請願書	継続審査
1 2	北部中学校跡地の活用について	継続審査
[請願陳情(継続分)]		
8	市道池の頭線から分岐する道路の市道編入について	採択
9	馬場尾今村地区の市道編入方について	採択
市議会議員2名の辞職に伴い、下記の議会へ派遣する議員の変更を行いました。		
[別杵速見広域市町村圏事務組合議会議員の選挙]		
河野有二郎議員を新たに上記議会の議員として選出		
[大分県後期高齢者広域連合議会議員の選挙]		
西原繁朝議員を新たに上記議会の議員として選出		

平成23年 第4回定例会概要

平成23年第4回定例会(12月議会)が12月2日に開会され、12月16日までの15日間の会期で審議されました。

この12月議会では、24議案(諮問・議員提出議案を含む)が審議され、左記のとおり結果となりました。

また請願陳情4件についても左記のとおり結果となりました。

(詳細については3ページに掲載しています)

定例会日程

- 12月1日(金)
本会議(開会)
- 12月5日(月)
本会議(一般質問)
- 12月6日(火)
本会議(一般質問)
- 12月8日(木)
産業建設常任委員会
- 12月12日(月)
厚生文教常任委員会
- 12月13日(火)
総務常任委員会
- 12月16日(金)
本会議(閉会)

請願陳情審査結果

新規

請願陳情第11号

付託先
総務常任委員会

「国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書」の提出を求める請願書

継続

【請願内容】

日本国憲法によれば、国も地方自治体も理想的には、ともに国民・住民の権利の保障と福祉の実現のために存在するものであり、国民・住民に権利保障の分野にあたっては、国と地方自治体が相互に役割分担をして協力しながら事務・事業を遂行してきました。

「二重行政の弊害」の名の下に国の事務・事業の必要性を否定することは、結果的に国民・住民の多様な公的サービスを享受する権利を失わせるものです。

政府が進める地域主権改革では、①国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限委譲②地方交付金の一括交付金化③国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を6月22日に閣議決定しました。

日本国憲法に基づく国民・住民の人権保障は、国・自治体としての現行法律でも十分に行えるものであり、貧困の深刻化や格差の拡大、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大しています。国民・住民の要求にこたえるためにも、国・地方の行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しています。

現在、国が進めている「地域主権改革」は、地方支分部局を整理統合することで、単に公務員を減らし、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任を持って行うことを放棄するものであり、憲法違反の恐れや何よりも国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

(項目)

1. 地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと
2. 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと

以上のことについて当市議会から国に対して意見書の提出を要望するものです。

【審議結果】

付託を受けた委員会での審議において、「請願の趣旨は理解できるが、地方分権の面からみても今日ここで賛否をとるのではなく、少し検討した方が良いのでは」との意見があり、委員会では本請願を継続審査とすることに決し、議会最終日の本会議においても継続審査とすることに決しました。

継続審査中

請願陳情第8号

付託先
産業建設常任委員会

市道池の頭線から分岐する道路の市道編入について

採択

新規

請願陳情第12号

付託先
総務常任委員会

北部中学校跡地の活用について

継続

【請願内容】

北部中学校本校舎解体後の跡地利用とグラウンドの活用について、検討委員会で協議し、立石地区の活性化を図るため、下記の内容について、新たな事業展開を行うものとなりました。

(北部中学校本校舎跡地)

本用地は、国道10号に面し、舗装駐車場を含めて、約4,500㎡の用地であります。国道10号を通行する車両の休憩所として整備を行いたいと考えます。国道10号沿いには、中津市から以南大型バス等の休憩所がない状況です。

本用地に地元生産者による農産物及び杵築地区の海産物等の直販所を設置したいと考えます。

また今回移転予定であります立石地区公民館の調理室を活用し、地元食材をいかした料理等も提供したいと考えております。については簡易直販所の建築と、公衆トイレの設置、また大型バス等の乗り入れを可能とするため、北部中学校跡地信号機前の道路幅を11mに、北側入り口の道路幅を8mに拡幅、以上のことについて杵築市並びに関係機関に、事業の執行を要望し、大型バス等の休憩所として整備したい。

(北部中学校グラウンド)

本用地は、立石地区に地区及び立石小学校グラウンドがあり、グラウンドとしての活用は必要ないと考えますので、菜園付き分譲宅地として販売をお願いしたい。立石地区は少子高齢化が著しく、定住促進を図る意味でも分譲宅地が必要と考えますし、本用地はJR立石駅に徒歩で5分、国道10号にも面しており利便性が高いと思われます。

以上の点を要望するものです。

【審議結果】

付託を受けた委員会での審議において、「市有財産活用推進委員会で審議する必要があるので継続審査とした方が良いのでは」との意見があり、委員会では本請願を継続審査とすることに決し、議会最終日の本会議においても継続審査とすることに決しました。

継続審査中

請願陳情第9号

付託先
産業建設常任委員会

馬場尾今村地区の市道編入方について

採択

【審議結果】

付託を受けた委員会では委員会開会前に協議を行い、前回の委員会で議論された問題点が解決されたことの報告を受け、審議の結果、委員会では請願陳情第8号及び第9号の両請願を採択とすることに決し、議会最終日の本会議においても採択とすることに決しました。

一般質問Q&A

平成23年第4回市議会定例会では、12月5日～6日までの2日間にわたり、市政に関する一般質問が行われ、9人の議員が諸問題について質問しました。

(一般質問した議員が原稿を作成し、基本的にその原稿を尊重して編集しています。)



【一般質問者】

質問順に掲載

1 2月5日 (月)

1. 加来 喬 議員
2. 渡辺 雄爾 議員
3. 西 紀子 議員
4. 小春 稔 議員
5. 阿部 長夫 議員

1 2月6日 (火)

6. 藤本 治郎 議員
7. 阿部 直瑞 議員
8. 富来 征一 議員
9. 中山田 昭徳 議員

問 杵築中学校建てかえ問題について
杵築中学校用地検討委員会で、市は5階建ての現地建てかえ案を提示した。中学校建設において最優先すべきものは、検討委員会での現地建てかえ意見の方々からの要請により1階をピロティ、いわゆる校舎に下駄を履かせた高床式にして、2階を会議室等、津波の影響が少ない施設、3～5階に教室を配した5階建て校舎を比較材料としてお示しした。生徒の人命を預かる当該中学校の校長も、災害は津波だけでなく、地震や火災、その他の災害の際にも避難しなければならず、日常の学校生活において3～5階に教室を配するのは生徒の負担が大き過ぎるという意見だ。杵築中学の用地問題は、あくまでも教育施設として安全確保も含めて教育環境を整えることにある。子どもたちが1日の大半を過ごす場所であり、津波被害を受けない安全な場所であること。杵築市は海拔8m以上の高台に避難所設置をと考えているので、これを確保し、災害があった場合には3か月以上は避難所であることが必要。このほかにも、今の学校で生



加来 喬 議員

活している子どもたちに負担を与えず工事期間が短縮できる場所であること。また、市内で最大生徒数の規模の中学校でありながら最少の面積であるので、もっと広い学校生活空間が持てる場所で、学習環境にふさわしい閑静で眺望絶佳な場所として大内高台案を協議いただいている。

問 教育長は責任を持ってこの5階建て案を提案するのか。

答 学校として不適切であり、責任を持ってない。教育委員会が責任を持てる案として提示しているのは、あくまでも大内高台案。

問 この問題は、執行部の真摯な対応と速やかな情報公開、そして民意の集約が重要だと考える。計画内容を明らかにし、住民投票か、少なくとも旧杵築市民限定のアンケートを実施すべきでは。

答 現在各地区、校区への説明を進めており、アンケート調査等については今のところ考えていない。

問 5階建て案は、私も不適切だと思いが、現地で建てかえてほしいという要望に対して真摯に取り組むべきだ。情報公開を行い、きちっと議論ができる情勢が整った上で、然るべき時期に住民アンケートなどを行い、民意をきちっと把握することを求める。



渡辺 雄爾 議員

フッ素洗口について

問 今年2月に大分県歯科医師会、杵築速見歯科医師会主催による市民講座で公演を聞き、フッ素洗口の効果は大きく、虫歯にならない強い歯をつくることができるということであるが、児童に早めに取り組むことはできないか。

答 現段階では学校においてフッ素の導入を早急に取り組むことは考えていない。

公共事業の用地取得について

問 新規路線で平成23年度完成予定の路線で用地の取得ができず、補助金の返納という事態に陥っていると聞くと、市として用地の確保を先行して事業にかかるとか。建設的事業と並行して用地取得するのか。

答 用地の取得は、全体の延長を先行に先行取得することと並行して買収するのかについては、基本的に全体の事業延長の用地買収が完了すれば工事を実施するのが本来の姿と考えている。しかし、新規道路では比較的工事区間延長が長い場合が多く、土地地権者の人数も多くなり、用地買収

が完了してからでは事業の遅れが懸念されるため、用地買収が完了したところから工事区間を設定して、少しでも早く完成するように計画的に用地買収と工事を並行して施工している。

速見第2工業団地について

問 久木野尾ダムの残土処理場として、平成18年度に着手し、いまだ完成されていないが、久木野尾ダムも平成24年5月に本体ダムが完成予定であり、残土も出つくしていると思われる。市として今後の事業予定、最終完成年度はいつなのか。

答 造成工事については、平成24年5月であるが、ダムの本体工事完了の時点で3区画、1・67ヘクタール、残り3区画の暫定仕上げということになる。暫定仕上げのうち、中央の上の部分の1区画は、平成24年度にダムの管理道路の掘削土を搬入し、2・23ヘクタール造成予定である。平成25年5月の段階では、あわせて4区画3・9ヘクタールの造成地と、合わせて暫定仕上げ0・8ヘクタールの用地が建設できる見通しになっている。最終完成年度については今のところ確定できない状況である。



西 紀子 議員

脳脊髄液減少症について

問 脳脊髄液減少症は成人だけでなく、子どもにもその病気が発症することが発表された。この病気が見ただけにはわからないが、脳脊髄液が体内に漏れ出して慢性的な頭痛、目まい、思考力の低下、倦怠感などの症状を引き起こす原因として交通事故やスポーツ、転倒などによる衝撃が要因となっている。特に子どもの場合、学校内、部活動中、スポーツ中といった学校内で発症していることがあるとのこと。その事故がきっかけで原因不明の様々な症状で苦しむ学校へ行けなくなったり、日常生活さえも危ぶまれる状態になる。地域社会や学校教育現場で病気に

対する正しい知識と理解を広げるために小中学校に同症啓発冊子の配布や市のホームページ・ケーブルテレビでの周知はできないか。

答 県の公式ホームページに掲載されているが、市では今後、国や県の動向を見ながら関係資料並びに新たな情報を入手した時、即刻対処したい。啓発冊子の配布については今後このような依頼があれば、内容等を検討したうえで対処したい。

不育症について

問 赤ちゃんが授かったものの、流産や死産を繰り返して、妊娠してもお腹の赤ちゃんが育たない症例を不育症という。治療を受ければ8割近くが出産可能であるが、治療費が患者には大きな経済負担として伴うことになる。少子化対策の一環として助成はできないか。

答 不育症は不妊症と同様に、今後安心して子どもを産み育てるための子育て支援の政策課題と認識している。県下の専門医療機関の整備状況と県の動向を見ながら経済的支援の創設についても検討していきたい。

問 住宅火災による死者数を見ると高齢者が多くなっている。住宅用火災警報器の設置の普及率と対応は。

答 杵築市の設置率は56%。今後行政、自治会、消防団、婦人防火クラブ等に参加を呼びかけ、消防組合内に杵築速見消防組合管内住宅用火災警報器設置推進委員会を新設し、火災警報器設置を積極的に推進する。地震津波等被害防止対策緊急事業の進捗状況は、現在備品や発電機等の購入、海拔表示板の作成、そして設置の入札準備をしている。

防災・防火対策について

問 住宅火災による死者数を見ると高齢者が多くなっている。住宅用火災警報器の設置の普及率と対応は。

答 杵築市の設置率は56%。今後行政、自治会、消防団、婦人防火クラブ等に参加を呼びかけ、消防組合内に杵築速見消防組合管内住宅用火災警報器設置推進委員会を新設し、火災警報器設置を積極的に推進する。地震津波等被害防止対策緊急事業の進捗状況は、現在備品や発電機等の購入、海拔表示板の作成、そして設置の入札準備をしている。



小春 稔 議員

酪農・畜産農家に対する
経営支援対策について

問 T P P が導入されると現在加工乳はリッター130円

が10円台、バターや脱脂粉乳は3分の1以下になるといわれている。牛肉も外国産と競合する中級以下の国産牛は壊滅が予想される。T P P を外しても、現在酪農家は消費の減少、乳価の低迷が続いており、その上飼料、資材費の負担増で経営継続が危惧されている。一方で肥育農家も現野田政権はアメリカの輸入肉を今は生後20か月以下の制限が、今度は30か月に緩和する方向であるとアメリカにつたえている。今の20か月の時は20〜30%のアメリカからの輸入が、30か月の緩和で90%以上が輸入可能な牛となる。自家保留牛に対しての経営支援対策について新年度に強く要望する。

答 ご指摘のとおり非常に厳しい状況となっている。酪農

については、消費の減少で全国の生産調整が続いており、搾乳量の制限がある。その影響で後継育成牛の確保が困難となり、現在不足が生じ始めている。そこで導入牛の貸付金の利子補給事業や優良雄牛の精液導入事業を実施してい

る。事業の一層の効果向上に取り組みたい。自家保留牛については前向きに検討させていただきたい。畜産農家に対しても、生産基盤の強化、経営体質強化に向けた支援事業を準備し、引き続き振興を図りたい。

市職員の市内居住について

問 市の税収も年々厳しい状況が続くことは当然避けられ

そうにない。少しでも税収を確保するために強制はできないが、市職員も市内での居住が大事ではないか。①市外居住の職員は何人いるのか。②市外居住に対して執行部としてどう指導されているのか。③現在職員採用も年4〜5名程度と少ない。今後は市内居住を採用時に義務付けるべきではないか。

答 市外居住職員は病院を除き、43名である。居住については自由に認められているので特に制約はない。しかし、職員がその地域に居住し、地区の方々と各種行事等に参加することは最も重要なことだと考えている。市内居住職員が多くいるほど、住民税の確保や家も建て、固定資産税も入ってくることになる。職員等に対して強制等はできないが、ぜひ職員に理解を求めて、市内居住の割合が多くなるように努力したい。



阿部 長夫 議員

ゴルフ場用地の跡地について

問 熊野、片野、猪尾にまたがる市の保有する土地の管理と今後の利用計画は。

答 用地の管理はイノシシ対策として、猟友会に駆除の要請を行っていく。水田については今年度電気柵の貸付けを行った。周辺の木の枝等については現地調査を行い、伐採等の改善措置をとっていく。今後の用地の利用予定については決まっていないが、企業誘致等全体的な土地利用計画について検討が必要である。

杵築中学校の移転問題について

問 杵築中学校改築事業用地検討委員会が設置され、これまで5回開催されているが、この委員会を今後どのようにしていくのか。また、教育委員会の今後の方針は。

答 用地検討委員会については、昨年2回、本年度3回の計5回開催している。杵築中学校の建てかえに係る候補地の提案は、前回の4回の検討委員会に教育委員会が責任を持って進められる案として、大内の高台案を提案させていただいた。しかし、委員の中には現地建てかえの意見もあり、杵築中学校区の小中学校のP

T A をはじめ、各地区の方々の意見を聞くため、説明会の開催を委員の方々に了解していただいた。各地区での説明会終了後に意見集約を行い、次回の検討委員会に諮り、その次の検討委員会でも答申案をまとめていただき3月中に選定をしたい。

問 教育委員会は大内の高台であれば責任は持つが、現地であれば責任は持たないと言っているが、大内の高台に行ったときに、下り坂でスピードが出すぎて怪我をしたり、夜、部活で遅くなり、暗いため変質者に襲われた場合、このような問題に対し教育委員会は責任が持てるのか。

答 そういうことが起きないような対策を考えたい。

問 大内高台案であれば、校区替えを希望する声があるが、東地区の一番杵築の中心から遠い所、杵築の宗近に近い所は校区変更すべきと考えていたが、用地決定の前に混乱をするので、現在のところ考えていないが、矛盾が出た場合は是正していく。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

答 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

答 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

答 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

答 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

答 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。

問 中学校用地の選定については慎重に、かつ民意を反映したものにしたい。特に子どもを通わせる保護者の意見に耳を傾け、子ども達が勉強にスポーツに集中できる立派な中学校を建ててもらいたい。



藤本 治郎 議員

保健センタープールについて

問 児童の記録会のできるプールへの設計変更は。

答 平成24年8月供用予定で、全6レーンの水深は、4レーンを1mと2レーンは1.3mであり、児童の記録会ができる全レーン1.3mに変更する計画はない。

問 排水路がある地元三川区との協議状況は。

答 唐戸周辺は、事業規模から別の要望をした方がよい。未整備水路約330mは、新年度三面張りを行う。区に対する水路管理負担金の増額は検討中。

問 城下町観光と周辺地域の活性化について

答 市としての計画や観光協会や住友ビル跡地の計画は。城下町を基点とした観光ルートや広域観光の開発等を行い、4月から観光協会が独立し、国内外のPR・集客営業やイベントの運営に力を入れ、商工会と連携し、食やお土産品等の施策・商品開発を進める。

問 旧市民会館の今後の計画は。

答 昭和40年に建設され、平成20年10月に閉館、解体のみを実施すると全額市費の負担。その場所で行えば補助や起債対象になるので有利である。市民ホールの要望の声はよく聞くが、

今のところ計画は無い。

新浄水場計画について

問 津波の遡上高を8mに設定の中、新浄水場は。

答 八坂のJAフーズ大分の横に平成28年度完成に向け協議中、地盤高は5.6mなので、7.8m位まで構造物を上げて建設したい。

問 杵築中学校建てかえについて

答 検討委員会の流れや用地の検討や決定は。検討委員会を5回開催の中、教育委員会は津波被害を受け、永代橋付近の大内地区の60mの高台案を提示、検討委員の多数の方々は現地周辺案での声もある。来年3月中には選定したい。

問 教育委員会は文科省の提言により低地では責任を持たないという姿勢であるが、説明会の対象と説明のあり方はどうなっているのか。

答 校区内の4つの区長と6校のPTAに説明会を開催中。低地では責任を持たないというわけではない、避難訓練の実施等、当然責任を持つ。提言は高台に敷地の確保ができる場合と考える努力している。また、他にもモデルがあり震災対策を考えていかなければならない。

問 高台案での坂道の勾配は。

答 500mで50m上がる大体10%勾配になる。殆どの生徒が自転車通学になり、いかにも酷だと思っており再検討の必要がある。



阿部 直瑞 議員

市内森林の利活用について

問 山は、外国産木材の輸入に続き、国内産木材の低価格が続く状況下で、荒れ放題である。また、原油、天然ガスなどの輸入で熱源としての利用価値の低下で里山の荒廃が目立っている。かつて人びとが頻りに山に入り、燃料、家畜の飼料、また農作物用の肥料、屋根葺きの材料など生活の中に山が常にあった。猪・鹿・猿などの動物が里山に現れ、農作物に被害をもたらしている。山が荒れることは農山村の衰えばかりではなく、漁業にも深く影響を及ぼす。山、森林を守ることは、市民にとつて今取り組むべき課題のひとつである。

答 戦後植林した林地の面積はどのくらいあるのか。

答 戦後15年間に造林された面積は杉・檜で約1,500ヘクタール。市有林は約640ヘクタール、そのうち約300ヘクタールが伐採可能。学校、公共施設の建設には温もりのある市・県産材の利用に担当課への啓発を継続する。

問 農業振興について

答 消費者には、少しは値段が高くても「安全で安心して、おいしく食べられる農産物、食糧」を求める声がある。それに応えるべく農業者も、減農薬、有機肥料利用の農産物の生産、地産地消運動で消費者の声にこたえてきた。そうした消費者と農業者の連帯の努力を打ち壊してしまうのがTTPだ。何としてもTTPへの参加を阻止しなければならない。農村・農業・農家それぞれの困難性を打開するには国の責任が重大であることは当然である。市としてできることは今すぐに取り組まなければならない。旧杵築市、山香町、大田村それぞれの農業技術と伝統を生かした農業が大切だ。市としてはどのように考えているのか。

問 杵築地区は温暖な気候を利用して、柑橘のハウス栽培、野菜や花きの施設園芸。山香・大田地区は、粘土質の土壌を利用した米策や山間地を活用した畜産の推進。新規就農者の受け入れ支援体制を強化するため杵築地域就農サポート会議を本年度中に設置する計画。

答 戦後15年間に造林された面積は杉・檜で約1,500ヘクタール。市有林は約640ヘクタール、そのうち約300ヘクタールが伐採可能。学校、公共施設の建設には温もりのある市・県産材の利用に担当課への啓発を継続する。

問 農業振興について

答 消費者には、少しは値段が高くても「安全で安心して、おいしく食べられる農産物、食糧」を求める声がある。それに応えるべく農業者も、減農薬、有機肥料利用の農産物の生産、地産地消運動で消費者の声にこたえてきた。そうした消費者と農業者の連帯の努力を打ち壊してしまうのがTTPだ。何としてもTTPへの参加を阻止しなければならない。農村・農業・農家それぞれの困難性を打開するには国の責任が重大であることは当然である。市としてできることは今すぐに取り組まなければならない。旧杵築市、山香町、大田村それぞれの農業技術と伝統を生かした農業が大切だ。市としてはどのように考えているのか。

問 杵築地区は温暖な気候を利用して、柑橘のハウス栽培、野菜や花きの施設園芸。山香・大田地区は、粘土質の土壌を利用した米策や山間地を活用した畜産の推進。新規就農者の受け入れ支援体制を強化するため杵築地域就農サポート会議を本年度中に設置する計画。

答 戦後15年間に造林された面積は杉・檜で約1,500ヘクタール。市有林は約640ヘクタール、そのうち約300ヘクタールが伐採可能。学校、公共施設の建設には温もりのある市・県産材の利用に担当課への啓発を継続する。



議員 高橋 隆弘

TPP（環太平洋パートナーシップ）の問題について

問 TPPの交渉に内閣総理大臣は参加することを表明した。生産者として一番心配なのは、1次産業を政府はどう支援していくのかである。常識的には特例は認めず、全部が同じテーブルの中で対等な交渉と取引をするということ、特に農業に従事する皆さんは大変心配している。TPPへの参加に対する市長の考えを伺いたい。

答 国民に十分な説明もなく、交渉参加が表明され、拙速だと思っている。全産業分野にわたってメリット、デメリットを慎重に審議をし、国民に対して詳細な情報提供を行い、幅広い論議が行われることを望んでいる。

問 TPP参加により、当市の1次産業にどれほどの影響があるのか。

答 大分県では県内の農業生産額の40%が減少するとされ、それに準ずると杵築市では、約40から50億円程度の農業生産額が減少するものと想定される。

問 新規就農の現状を見ると全国で2万人を毎年目標にしているが、半数は60歳以上で、39歳以下はほんのわずかに過ぎない。杵築市の新規就農者の状況は。

答 平成20年度6名、平成21年度8名、平成22年度6名である。

問 現内閣は、10月25日に食の農林漁業再生のための基本方針案で新規就農の増加、規模拡大の加速、中山間の問題、農地の集積の問題、6次産業、消費者と

答 政府が掲げた戦略のうち本市での施策として可能なものは、一部だと思われる。実質戦略については、国はJAPANブランドとして取り組む計画であり、本市の農産物では、米、柑橘、牛肉が対象となる。しかし、各国の検疫・防疫体制に応じた対応や課題が多く出てくることから、安易に輸出はできるものではない。

問 漁業も豊後水道では船の数

答 6次産業という形で前向きに検討していきたい。



議員 中山 昭徳

買い物弱者対策について

問 市内の買い物弱者の早急な調査と、商工会等と連携した具体的な対策が必要ではないか。

答 市内独居高齢者世帯は約1,400世帯、高齢者夫婦世帯1,500世帯で合わせて3,000世帯近くが高齢者だけで生活している。民生委員を通じて年1回の実態調査をしているが、買い物に不自由な世帯についても調査を進めたい。今後、買い物弱者対策の重要性を強く認識し、有効な補助事業があれば、商工会と密に連携を図り、事業を計画していきたい。

問 大分県が実施した小規模集

答 移動販売業者や宅配サービス

問 ス等と調整を図りながら関係各課と連携して対策を考えたい。

答 地域の交通や生活が直接影響を受けるので存続が最重要である。商工会と連携し、経営指導等の助成をしたい。閉鎖した場合には、灯油等の需要のとりまとめ、配達調整など、他地域の業者との橋渡しなどを図る必要があると考えている。

問 大田庁舎・大田中央公民館の駐車場の拡張について

答 大田庁舎・大田中央公民館の駐車場は、もともと手狭ではあったが、現在はコミュニティバスの発着場ともなっており、また駐輪場、屋外トイレ等の設置によって、より狭くなっている。庁舎や公民館で行事が催される時などは駐車場も足りず、またコミュニティバスも周回するため危険なことも多い。駐車場の隣接地を用地買収し、駐車場を拡張することはできないか。

問 駐輪場や屋外トイレ等の設置により、以前に比べて狭くなっているのは事実。駐車場の拡張は、今後隣接地の用地のこと

答 状況を十分調査して検討していきたい。

緊急質問

「緊急質問とは」

一般質問とは別に、議員は、質問が緊急性が認められる内容や住民の関心の的となっている問題など、真にやむをえないと客観的に認められるときは、議会の同意を得て質問をすることが出来ます。12月定例会の最終日には、2名の議員が緊急質問を行いました。



加来 喬 議員

消防職員及び一般職員の採用について

問 市長は、11月上旬消防長から「職員採用について任意で事情を聞かれている」と報告を受けた事を記者会見で明らかにした。この報告の内容は、事件に関する説明は控える。

答 消防職員と杵築市職員の採用方法に違いは、

問 一次試験の教養試験のみを、本市職員と同じ会場で行っている。ただし消防受験者の受付、試験会場内の試験官は、消防組合の職員が担当。二次試験の日程などは、別々に決めている。一次試験の問題の提供・採点は東京の専門会社へ委託契約している。二次試験は作文、体力検査、面接試験を実施。

答 市長は記者の取材に対し、二次試験の点数を増しすることはあり得ないと、県警に反論している。なぜ断言が出来るのか。そういうことはないと思っ

問 試験記録は何年間保存されているのか。

答

5年間保存している。議員が職員採用になぜ関与できたのか。

問

関係者からの事情徴収も出来ないのだから。市長・副市長は試験内容の改ざんに関与したか。

答

改ざんには関与していないし、金銭等の授受もない。情報を包み隠さず公開し、厳格な内部調査を行い市民の信頼回復に努めるべき。

問

内部調査は行わなければならない。情報公開はまだ検討していない。

答

不正採用された職員の処遇をどう考えているのか。弁護士等の有識者を入れた審査会を設置して判断したい。

問

政治倫理審査会はどうなっているか。

答

委員7名をまだ選任していない。早急に選任する。外部委員を含めたプロジェクトチームを立ち上げ調査し、結果の公表、採用試験の透明化、公平な採用システムの構築、再発防止策、不正操作など、口ききの実態などを納得できる証拠書類の提示し、説明責任を市民にきちっと行って、信頼回復を求める。



岩尾 育郎 議員

消防職員及び一般職員の採用について

問 消防職員及び一般職員の採用試験に於いて、一次試験の合格者数の決定及び発表はどのように行っているのか。また、一次試験の合格者を知る立場にあるのは誰か。

答 消防職員の採用については消防組合で行っているのだから、

問 一次試験の合格者数については試験の得点並びに採用予定者数にもよるが、大体2・5倍から3倍程度としている。合格者の決定については、市長・副市長・総務課長の三名で行っている。合格者の発表については、受験番号を掲示板に張り出すとともにホームページにも掲載している。

答 今年の一次試験終了後、私の知人宅にある人から「お宅の子どもさん、一次試験に合格しましたね。」という電話がか

かっていた。誰からとか、話の内容は言えないが、これは本来漏れるはずのない情報が漏れているわけ、ゆゆしき問題である。市として徹底的に調査する気は無いのか。

答 職員からそういったことは無いと思っているが、あなたが今、この議場で説明したので、今後はそういったことが無視できないシステムを作らなければならないのかと思っている。

問 これは、今後気をつけますといったその程度の話なのか。要するに一次試験の合格者リストが執行部から漏れているということだ。議会に対しても市民に対してもきちんと報告ができるよう徹底的に調査することが当然のことだと考えるがこれについての見解は。

答 いい加減にしたつもりはない。真摯に受けて、もしそういう形があればシステムを変えてやりたいと、真摯に答えたつもりだ。

サッカー場人工芝問題 調査特別委員会

委員会が指摘した5つの問題点

提案書

提案書は、市にとって、大分県サッカー協会名の提案書が非常に重要だったことが証言から確認された。ただし、助成金の交付要項からは、サッカー協会が提案する芝を使わなければ助成金が下りないという事実を確認されなかった。

また、この提案書で提案された人工芝は、大分県サッカー協会の名を借りて特定の人工芝が意図的に推薦された事が確認された。

さらに、提案書作成の経緯について、証言の訂正が行われたが、訂正箇所以外は曖昧な証言で、時系列についても疑義が残る。加えて、市は提案書の内容通りの人工芝を基準品としているが、同じく提案されているLED照明については、高額という理由で選んでいない。

見積書

市が見積書を徴したのは、クリヤマ株式会社1社のみで2回の見

仕様書

仕様書を徴しており、2回目は1回目と同じ平米単価であるが、諸経費として5%が加算されている。より精査されて提出されるべき2回目の見積書の方が高いという通常考えにくい行為である。

仕様書にはクリヤマ株式会社のモンドターフを基準品として明記し、「規格5要件」を設定して「同等品以上」と記載しているが、この「規格5要件」を満たす製品であることを証明する検査済み証明書が出されているのはクリヤマ株式会社のみであり、競争性を担保するため同等品とされていた他社製品については、この規格に合致した製品はないとメーカー担当者は証言しており、執行部の言う同等品は、現実には存在していなかった、あるいは、把握されていなかったことは明白である。

比較表

執行部が、今回の入札において

諸経費

競争性が確保されていたと主張する根拠となっていた比較表については、何等の裏付けや根拠が無く作成されたものであり、これについては、「虚偽公文書作成罪に該当する」との見解を弁護士より得ている。

担当者は、議論をするなかで、人工芝を物品扱いとし、20%の諸経費を計上することを決定したと証言しているが、他の会議参加者の全員が「議論したことはない」「記憶が無い」「提案されていない」と証言。クリヤマ株式会社が2回目の見積書の中で5%として計上した諸経費を、20%として計上した根拠や、誰が提案者だったかということにも、明確な答弁はなかった。



委員会での調査の趣旨

サッカー場人工芝入札に係る調査事件は、人工芝採用に際して、クリヤマ株式会社のモンドターフを前提とした経緯が疑われ、入札においてもクリヤマ株式会社のモンドターフでの入札が行われ、平等な競争性が担保されているか疑わしく、執行部作成のメーカー比較表においても信憑性が疑われる。また、予定価格設定においても、備品購入で予算化して諸経費20パーセントを上乗せした根拠も曖昧であり、議員をはじめ、多くの市民の疑念、疑惑を招き、市政に対する信頼を大きく損ねている。

よって、市民の付託を受け、執行機関を監視する議会として、事件の全容について調査究明していくものである。

調査終了報告

サッカー場人工芝問題 調査特別委員会

12月16日の第4回定例会最終日において、最終報告が行われ、賛成多数で調査を終了することに決しました。報告された委員会調査報告書をもとに調査の概要をお知らせします。

調査のまとめ

本事件の真相究明について、本委員会は18回に及ぶ調査を行ってきたが、捜査当局の捜査と異なり、委員会としての調査に限界があったことは否めない。

また、執行部の弁明のように、今回の契約が適正に執行されたのであれば、正々堂々と、その根拠を述べて欲しかったが、始終曖昧な答弁を繰り返して、肝心なところでは「わからない」「記憶がない」を繰り返して、今回の契約の経緯を明らかにしようとする姿勢は全く見受けられなかった。

今回の入札事務執行においては、大分県サッカー協会の提案書の段階からクリヤマ株式会社とのドタフに絞り込まれており、予算についてもこれに合わせて計上されている。一般競争入札の公告においても、仕様書はモンドターフの規格を厳格に採用し、他社製品の参入を阻害している。

結果としても、3社が入札に参加したが、いずれもモンドターフでの応札であった。

クリヤマ株式会社は、モンドターフの総輸入販売元であり、直接、間接を問わず、クリヤマ株式会社を通さずに納品することはでき

ない。クリヤマ株式会社から3社のうち2社が直接見積書を徴しており、そのうちの1社である太陽インダストリー株式会社は落札者となった。クリヤマ株式会社の九州・山口地区総代理店である太陽インダストリー株式会社と今回初めて接触をもったという有会社ハイヒットの見積額が同額というのも極めて不自然であり、その見積額を1,000万円以上も下回って落札した太陽インダストリー株式会社の入札についても疑義がある。

執行部は、これまで他の業者の入札参加も可能であったと主張し、その根拠となっていたのが、人工芝各メーカーの比較表である。しかし、本調査において、この比較表自体が虚偽のものであることも判明した。

以上のように、今回の入札においては、公契約において最も重視すべき公平性、競争性の確保という観点から、大きくかけ離れたものとなっていることは明白である。

地方自治法第2条第1項14号には、「地方公共団体は、その事務

を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しているが、今回の入札では、業者の見積額に上乗せして予定価格を設定するなどという、およそ常識では考えられない事務執行が行われており、これは市民に対する背任ともいえるべき行為である。本委員会において、市長は「結果として、落札額が見積額を下回ったから問題は無い」旨の発言をしているが、今回の入札の経緯を踏まえると、これは詭弁であり、市政の最高責任者としては考えられない見解である。

執行部に対しては、本事件について猛省を促し、地方公務員法に抵触する問題でもあり、厳正な対処を望む。

なお、議会として告発できるのは、偽証や証言拒否等の4つの場合に限られており、本委員会として、告発を提案することはできないが、比較表については、虚偽公文書作成罪、入札自体についても競売入札妨害の疑いが極めて強いことを申し添える。

サッカー場人工芝問題調査特別委員会開催状況

[調査の期間]	平成23年7月1日～平成23年12月14日
[委員会の開催回数]	18回
[証言を求めた証人の延べ人数]	29人
[参考人の延べ人数]	12人
[記録の提出を求めた件数]	18件

サッカー場人工芝問題調査特別委員会構成名簿

委員長	中山 昭徳
副委員長	岩尾 育郎
委員	河野 正治
委員	堀野 満治
委員	渡辺 雄爾
委員	加来 雄喬

すべての本会議をケーブルテレビにて生中継開始

本会議の流れ（平成23年第4回定例会の場合、本会議は4日間）

本会議初日

- ・会議録署名議員の指名
- ・会期の決定
- ・提案理由説明

本会議2・3日目

- ・一般質問
- ・議案質疑
- ・委員会付託

本会議最終日

- ・各委員長審査報告
- ・議案に対する採決

[用語解説]

会期の決定とは

議会が、法律上有効に活動できる期間を決めることです。

会議録署名議員とは

会議の次第を記録した公文書である会議録の記載内容が真正であることを保証するために、議長とともに署名する議員のことで、杵築市議会では3名の議員を指名しています。

議案説明とは

議案について、議案の提出者（市長または議員）が、提出理由や内容等の説明を行うことです。

一般質問とは

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行部に対して事務の執行状況等について質問を行うことができます。一般質問は年に4回開催される定例会のみ行うことができます。杵築市議会ではひとりの議員の持ち時間を60分、質問回数に制限のない一問一答方式で行われています。

議案質疑とは

議案の提出者（市長または議員）に対し、議案の内容や提案の理由等について疑問点や不明な点を問うことで、市長提案の議案については市長またはその委任あるいは囑託を受けた者が、議員提案の議案については提出者である議員が質疑に応答します。

委員会付託とは

議会の議決を要する事件について、詳しく検討するために各所管の常任委員会（杵築市議会では総務・厚生文教・産業建設の3つの常任委員会）に審査を委託することです。

委員長報告とは

委員会に付託された事件のうち、審査または調査を終えた事件が、本会議の議題になったとき、委員長から審査や調査の経過と結果について口頭で報告することです。

議会活動報告 [10月～12月]

※前定例会以降の主な議会活動は次のとおりです。

日付	内容
[10月]	
6日・19日	100条調査特別委員会
14日	議会改革特別委員会
20日	大分県市議会議長会研修会
21日	議会報編集特別委員会
25日～28日	総務常任委員会行政視察
[11月]	
2日・10日・24日	100条調査特別委員会
4日	大分県市議会議長会副議長研修会
14日	議会改革特別委員会
15日～17日	産業建設常任委員会行政視察
25日	議会運営委員会
[12月]	
2日～16日	平成23年第4回定例会
8日・13日・14日	100条調査特別委員会

定例会日程予定 [3月議会]

3月2日	平成24年第1回定例会開会
3月5日	一般質問
3月6日	一般質問
3月8日	予算特別委員会
3月9日	予算特別委員会
3月12日	産業建設常任委員会
3月13日	厚生文教常任委員会
3月14日	総務常任委員会
3月16日	平成24年第1回定例会閉会

※正式な日程は議会運営委員会で決定します。

編集後記

3・11東日本大震災が発
生してから早や1年が経
うとして、震災から8
月の経った昨年11月8
日の宮城県沿岸部に被
が、自衛隊や外国から
の宮城県沿岸部に訪ね
日本各地から駆けつけ
ンティアの懸命な活動
キ撤去を進み、多くは
基礎部分を残して片付
ていた。ガレキは所々に
な山となつて積み上げ
いたが、後さらに多
く、今後さらに多くの
と労力が、必要に思
た。強い街づくりを目
日のように住民説明会
命の努力をして、杵築
も万が一の「東南海・
に備えて、全市民を対
た防災訓練や避難訓練
に実施するべきと思
に。東日本の被災地も
そこまですべての生活
等、切に皆様の生活に
り。平成23年の世相を
す。漢字は「絆」であ
も。相応しい漢字は「
思。時はなんとなくホ
た。被災地の一日も早
復興を願うばかりであ
議会報編集委員会委員

西原 繁朝